

議案第17号

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を加えるとともに、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定に関する基準を緩和するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第78条の2第1項及び第4項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」を「第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第79条第2項第1号並びに第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改め、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第3条中「第78条の2第4項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。